

# ふじみ保育園（運営規程）兼 重要事項説明書

## 第1章 総 則

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人そうび会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ふじみ保育園
- （2）所在地 大阪府藤井寺市小山藤美町 10-3

（施設の目的及び運営方針）

第2条 ふじみ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2. 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
3. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
4. 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
5. 当園は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日 大阪府条例第103号）」、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する保育の内容）

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育、その他の便宜の提供を行う。

- （1）特定保育・教育（第4条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- （2）給食の提供
- （3）延長保育事業
- （4）病児保育事業（体調不良児対応型）
- （5）障害児保育事業
- （6）一時預かり事業
- （7）その他、体操教室（3歳児以上）、英語遊び（4・5歳児）、科学遊び（5歳児）、保育に係る行事等
- （8）病後児保育／子育て支援拠点事業(藤井寺市委託事業)

(保育を提供する時間)

第4条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11時間)

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 有料延長保育時間

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育標準時間認定においては、7時から7時30分まで又は18時30分から19時30分までの範囲内で、保育短時間認定においては、7時から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、有料延長保育を提供する。

(給食の提供)

第5条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含む物とする。

2. 給食は前項の規定によるものの他、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

3. 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

(病児・病後児保育(体調不良児型)事業)

第6条 当園は、園児が保育中に微熱を出すなど、「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、緊急的な対応及び保健的な対応等を図る事業を実施する。

(障がいのある子どもの保育事業)

第7条 当園は、障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障がいのない園児とともに、集団保育を通じて発達を支援する障害のある子どもの保育事業を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(一時保育事業)

第8条 当園は地域の子育て家庭に対して、就労等により断続的に家庭での保育が困難な場合、疾病等で緊急一時的に保育が必要とされる子ども、子育て・介護等で疲れた保護者のリフレッシュのために、一時的に保育を提供する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

2. 一時保育を利用する子どもの保護者は別表1に定める利用料を負担するものとする。

## 第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 保育の実施にあたり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合があります。

(1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し、法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。

(3) 保育士 (常勤専従18名、非常勤10名)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 2名(常勤専従1名、非常勤1名)

看護師は、子どもの保健活動を計画し、病気やけがの予防や対策を行う。

(5) 事務員 2名(非常勤)

事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

(6) 調理員等 4名(うち栄養士1名)(常勤専従2名、非常勤2名)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) その他職員

清掃員 1名(非常勤)

(8) 嘱託医 1名(非常勤)

年に2回、子どもたちの健康診断をするとともに、園からの健康相談に応じる。

(9) 嘱託歯科医 1名(非常勤)

年に1回、子どもたちの歯科検診をするとともに、園からの歯科相談に応じる。

2. 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他職員を置くことができる。

(職員の任命)

第10条 職員は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条該当するものの中から理事長が任命する。保育士については、児童福祉法第18条の4に定める保育士であることを要する。ただし、補助職員はこの限りではない。

(職務の心得)

第11条 職員は、この規程及びこれに付属する諸規程、諸規則を守り、園長の指示に従い職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を行なわなければならない。

## 第3章 定員

(認可定員及び利用定員)

第12条 当園の認可定員は、150名とする。

2. 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。

(1) 保育を必要とする3歳以上児（以下「2号認定子ども」という。） 90名

(2) 保育を必要とする3歳未満児（以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1未満の子ども 12名

(3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 48名

## 第4章 入園及び退園

(入園)

第13条 当園への入園は、児童福祉法第24条の規定により委託を受けた者であることを原則とし、児童の援護上緊急に一時保育等の入園の必要あるものはその範囲でない。

(退園)

第14条 次に該当したときは、退園させることができる。

(1) 児童福祉法第24条による委託理由が解消したとき。

(2) 園の規律や指示に従わなかったとき。

(3) その他委託権者と協議し適当と認めるとき。

## 第5章 施設の利用と利用者負担

(平等の原則)

第15条 当園は利用乳幼児又は保護者の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって差別的な取り扱いをしない。

(利用の開始に関する事項)

第16条 当園は藤井寺市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2. 当園の利用開始にあたり、必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

(利用の終了に関する事項)

第17条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
- (2) 保護者から当園利用の取り消しの申し出があったとき。
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき。

(利用者負担その他の費用の種類)

第18条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、藤井寺市の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2. 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により、保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
3. 延長保育を利用する支給認定保護者から別表1に掲げる延長保育料の支払いを受けるものとする。
4. 当園は、前各項に定めるもののほか、当園の保育を提供する便宜に要する費用については、別表1に掲げる費用の支払いを支給認定保護者から受けるものとする。

(保育を提供する日等)

第19条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は、休園とする。

(登降園)

第20条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(日課及び年間行事)

第21条 日課(別表2)及び年間行事(別表3)については別に定める。

(欠席)

第22条 利用乳幼児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出ること。

(休園)

第23条 利用乳幼児又は利用乳幼児の同居家族が伝染病等に感染し、他の利用乳幼児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 園内での急病やけがの他、園は保護者と常に連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長又は保育士は常に入所児童の健康に留意し年2回以上の健康診断及び年1回以上の歯科検診を実施しその結果を記録しておくこととする。

2. 職員の健康診断は年1回以上、また調理従事者等(食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び乳児の調乳担当者も含む。)の検便は、毎月1回以上実施するものとする。

(衛生管理)

第26条 当園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、感染症又は食中毒の発生又は蔓延予防のための必要な措置を行うものとする。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火その他必要な訓練を実施するものとする。

(緊急時における対応方法)

第28条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は利用乳幼児の主治医に連絡をする等、必要な措置を講じるものとする。

2. 保育の提供により事故が生じた場合は、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4. 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第29条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

## 第7章 記 録

(記録の整備)

30条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供(実施)した保育に係る記録
- (3) 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第18号)第19条に規定する支給認定を行った市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する留意事項)

第31条 保育園の運営に関して、以下に掲げる事項の社会的責任を果たすものとする。

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うこと。
- (2) 保護者や地域社会に、保育園の行う保育内容を適切に説明するよう努めること。
- (3) 子どもの個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めること。

## 第8章 雑 則

第32条 この規程を改正、破棄するときは、社会福祉法人そうび会理事会の議決を得るものとする。

この規程は 令和2年4月1日から施行する。

令和5年9月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂

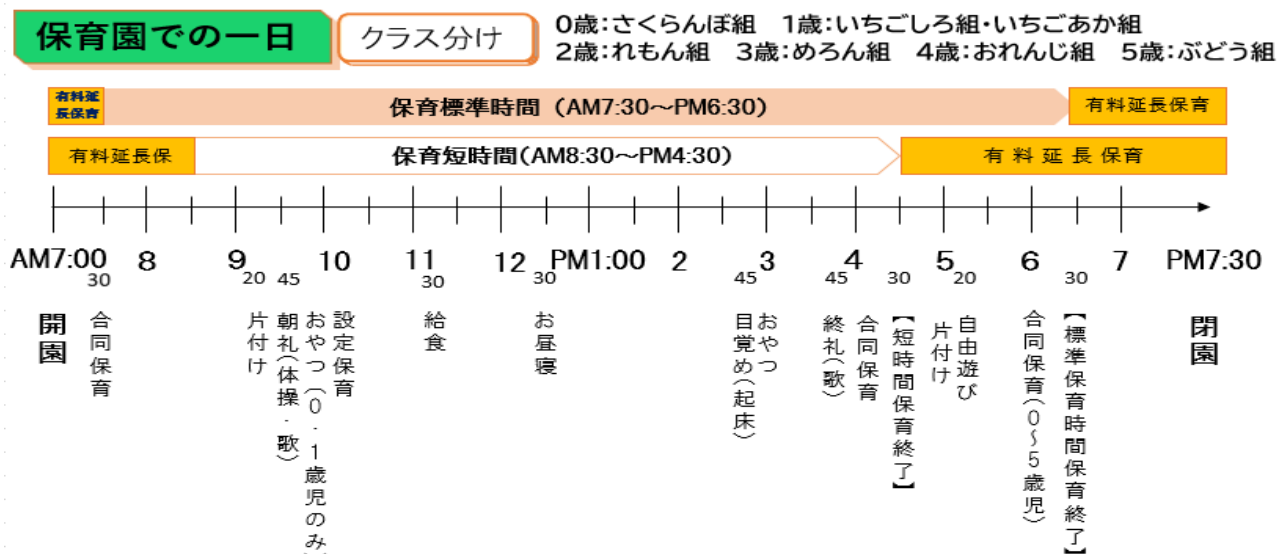
(別表 1) 利用者負担

負担項目	対象	金額
主食費	3歳児以上	800円/月
副食費	3歳児以上	4,700円/月
制服代(体操服、上靴等)	2歳児以上	実費(約22,000円)
教材費(連絡帳、道具箱、自由画帳等)	2歳児以上	
教材費(連絡帳、出席ノート、帽子)	0・1歳児	実費(約2,000円)
園外保育	4・5歳児	実費
行事(夏祭り)	全園児	実費
延長保育利用料	全園児	300円/30分ごと(予約時)
		500円/30分ごと(予約なし)
一時保育利用料	3歳児以上	1,600円/日(食事を含む)
	3歳児未満	3,000円/日(食事を含む)
	延長保育	200円/30分ごと
病後児保育	6ヶ月	1,000円
	～就学前	+400円(給食費)/日

※主食費は1,200円ですが、市より月額400円の補助があるため月額800円です。



(別表 2)



(別表 3) 年間行事予定

4月	入園式
5月	地震対策訓練 内科検診 遠足(3~5歳児)・お弁当日(0~2歳) 尿検査
6月	歯科検診 保育参観・保護者交流会 個人懇談会(2~5歳児) 救命講習会(職員)
7月	プール開き セタまつり お泊り保育(5歳児) お店屋さんごっこ 個人懇談会(0・1歳児)
8月	夏まつり(保護者参加)
9月	交通安全教室 伝統芸能
10月	運動会(2~5歳児) 遠足(3~5歳児)・お弁当日(0~2歳児) 不審者対策訓練
11月	内科検診 消防署立会避難訓練 歯科検診 運動会(0・1歳児)
12月	クリスマス会 作品展(保護者参加) ボランティア活動 保育参観
1月	保護者交流会
2月	節分 発表会(保護者参加) お別れ遠足(5歳児) 地域交流
3月	おひな祭り 入園説明会 卒園式 お別れ合同給食
毎月	身体測定 避難訓練 誕生会 子育て相談(第1土曜日) 英語あそび 科学遊び 体育教室(毎週月曜日)

※行事予定は、毎月の園だよりに2ヶ月前にお知らせいたします。ご確認ください。